別紙 経営管理実施権設定対象森林 一覧表 R2意向調査実施箇所②

NO.	集積計画(案) 整理番号	所有者名	地番	林•小•班	経営管理権の始期	経営管理権の終期	存続期間	野帳No.	管理番号
1	集R3- 1	山林	平谷村737-709	40 - は - 4	2022.4.1	2032.3.31	10年	1 2	R2 - 033
2	集R3- 3	山林	平谷村1-222	26 - い - 3口 26 - い - 3イ	2022.4.1	2032.3.31	10年	7	R2 - 036
3	集R3- 4	保安林	平谷村1-218	26 - \(\mathbb{\cappa}\) - \(11\) 26 - \(3 - 10\) 26 - \(3 - 10\) 26 - \(3 - 10\) 26 - \(3 - 10\)	2022.4.1	2032.3.31	10年	9 10 22 23 32	R2 - 013
4	集R3-5	山林	平谷村737-699	40 - は - 22	2022.4.1	2032.3.31	10年	11	R2 - 041
5	集R3-6	保安林	平谷村737-1836	40 - は - 18	2022.4.1	2032.3.31	10年	14	R2 - 005
6	集R3- 10	山林	平谷村1-217	26 - ろ - 11イ 26 - ろ - 11ロ	2022.4.1	2032.3.31	10年	30 24	R2 - 028
7	集R3- 19	山林	平谷村403-367	9 - (t - 21 9 - (t - 17	2022.4.1	2032.3.31	10年	44	R2 - 029
8	集R3-2	山林	平谷村1-226	25 - ろ - 14イ	2022.4.1	2032.3.31	10年	5	R2 - 026
9	集R3- 11	山林	平谷村737-1955	44 - L\ - 8	2022.4.1	2042.3.31	20年	25	R2 - 040
10	集R3- 12	保安林	平谷村737-647	44 - い - 6イ	2022.4.1	2042.3.31	20年	27	R2 - 034
11	集R3- 14	山林	平谷村737-732	39 - い - 11イ	2022.4.1	2032.3.31	10年	33	R2 - 031
12	集R3- 18	保安林	平谷村737-1830	39 - ろ - 7	2022.4.1	2032.3.31	10年	38	R2 - 023
13	集R3- 20	山林	平谷村403-366	9 - は - 21	2022.4.1	2032.3.31	10年	45-2	R2 - 004
14	集R3- 21	山林	平谷村403-952	9 - は - 23	2022.4.1	2032.3.31	10年	46	R2 - 015
15	集R3- 22	山林	平谷村403-362	9 - ろ - 4	2022.4.1	2032.3.31	10年	47	R2 - 039
16	集R3- 23	保安林	平谷村403-365	9 - い - 6口 9 - い - 6ハ 9 - い - 6二 9 - い - 6ホ 9 - い - 6木	2022.4.1	2032.3.31	10年	49 50 51 52 53	R2 - 022

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番	理号	集R	経 村 3-1	(乙)			受ける			分村長	西川 清海	Ī		(所在地) 長野県下伊那郡平谷村354番地		
田田	7		経 (林)	営管理 所有者	推権を 針(甲	設定す)	る森林	の森	(氏名	る又は	台 你丿			(住所又は所在地)		
		乙が	経営管理	里権の	の設定		ける森	林(A	()			経営管理権	経営管理権に基づい	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	号所 在 地番 林 小 業 地目		地目	面積 ha	現況 現況 樹種 林齢		経営管理権 の始期	(終期) (8)	在音管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時	備考				
1	平谷	衬	737-709	40	は	4	山林	0.30	アカマツ ヒノキ外	51	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 1
2	平谷	附	737-709	40	ろ	9	山林	0.58	ヒノキ	94	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 2
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

	乙力	⁵ 経営管	理権の	設定を受	ける森	林(A	()		経営管理権を設定する系	森林の甲以外の権原者(E)	
番号	所 右	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上)

平谷村長 西川 清海

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、 造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 和税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
 - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該 森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年2月末日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理 権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	対象森石	床	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容							
所在	地番	林小班	 〈経営管理実施権が設定される場合〉 ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となる時期に実施する。 							
平谷村	737–709	40 - は - 4	協議して次めるものとする。たたし、主民に当たりでは、主民後に他校した立木の林師が存続期間中に10年生以上となる時期に実施することとし、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等の保育等の施業を実施するものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、平谷村森林整備計画に定める樹種、本数により行い、必要に応じて鳥獣害防止施設を設置し、その維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年1回、鳥獣害防止施設の周囲の見回りや点検を行い必要な補修っを行うものとする。							
平谷村	737-709	40 - ろ - 9	○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。							
			○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。							
			○ 経営管理実施権者は、間伐や主伐などに必要な場合は、森林作業道等を設置し維持管理を行うものとする。また、第三者が当該森 本や作設した森林作業道等に無断で立ち入り経営管理に支障が生じる恐れがある場合には、進入禁止看板を設置するなど必要な措置を 講じるものとする。							
			○ 上記以外の経営管理については、経営管理実施配分計画によるものとする。							
			<経営管理実施権が設定されない場合>							
			○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における 不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。							
			□ ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。							

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対象森	*	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	林小班	 <経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽に係る経費(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び植栽後の保育(下刈、除伐等)に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。
平谷村	平谷村 737-709 40 - は - 4		 ○ 搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 搬出間伐地が隣接森林との境界が不明確である場合の利益の支払いについては、隣接森林との面積按分により支払うことする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
平谷村	737-709	40 - ろ - 9	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育及び搬出間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な
			長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する搬出間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。
			(4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の一額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
			<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項)

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、主伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番	理号	集R	経 村 3-3	経営管理権を設定する森林の森						〉村長	西川 清海	Ē		(所在地) 長野県下伊那郡平谷村354番地 (住所又は所在地)		
番	75		経林	営管理 所有者	里権を 針(甲	·設定す)	る森林	の森	(氏名	召又は	名称)			(住所又は所任地)		
		乙が	経営管	理権の	の設定		ける森	林(A	.)			経営管理権	経営管理権に基づい	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	所	在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況 現況 樹種 林齢		の始期	の存続期間 (終期) (B)	プロインファイス である である である である である である である である である でき でき できる できる できる できる できる できる できる できる	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	平	谷村	1-222	26	V١	3□	山林	0.15	ヒノキ	45	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調查No. 7
2	平	谷村	1-222	26	V١	3イ	山林	0.12	スギ	54	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 8
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

	乙力	⁵ 経営管	理権の	設定を受	ける森	林(A	()		経営管理権を設定する系	森林の甲以外の権原者(E)	
番号	所 右	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上)

平谷村長 西川 清海

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、 造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 和税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
 - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該 森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年2月末日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理 権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	対象森	 妹	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容							
所在	地番	林小班	 〈経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者ではませれる。 							
平谷村	1-222	26 - い - 3ロ	協議して決めるものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となる時期に実施することとし、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等の保育等の施業を実施するものとする。							
平谷村	1-222	26 - い - 3イ	 ご 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 経営管理実施権者は、間伐や主伐などに必要な場合は、森林作業道等を設置し維持管理を行うものとする。また、第三者が当該森林や作設した森林作業道等に無断で立ち入り経営管理に支障が生じる恐れがある場合には、進入禁止看板を設置するなど必要な措置を講じるものとする。 							
			瞬しるものとする。 上記以外の経営管理については、経営管理実施配分計画によるものとする。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。 ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 							

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対象森木	林	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番		 〈経営管理実施権が設定される場合〉 (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽に係る経費(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び植栽後の保育(下刈、除伐等)に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
平谷村	1-222	26 - い - 3ロ	○ 搬出間伐地が隣接森林との境界が不明確である場合の利益の支払いについては、隣接森林との面積按分により支払うことする。(2. 木材の販売収益の額の算定方法)○ 主伐及び搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
平谷村	1-222	26 - い - 3イ	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育及び搬出間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する搬出間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。
			(4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
			〈経営管理実施権が設定されない場合〉 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、皆伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

1	. 10)	別事」	<u></u>														
敕	押		村	営管理 (乙)	権の	設定を	受ける	市町	(名利 亚2		西川 清海	ī		(所在地) 長野県下伊那郡平谷村354番地			
整番	理 号	集R3	3-4	営管理	権を	設定す	でる森林	の森		名又は		r		(住所又は所在地)			
		フ がく		所有者 無 <i>捧</i> 。			ける本	: 	.)								
番号		班班番						面積 ha	現況	現況林齢	経営管理権	経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	木材の販売による収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時	備考	
1	平名	村	1-218	26	٧١	11	山林	0.11	ヒノキ スギ外	54	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調查No. 9	
2	平谷	汁村	1-218	26	ろ	10=	山林	0.37	ヒノキ	57	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 10	
3	平谷	汁村	1-218	26	ろ	10イ	山林	1.06	ヒノキ外	57	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 22	
4	平名	村	1-218	26	ろ	10□	山林	0.16	カラマツ外	37	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 23	
5	平谷	村	1-218	26	ろ	10빗	山林	0.57	カラマツ 広葉樹	71	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 32	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

	乙力	⁵ 経営管	理権の	設定を受	ける森	林(A	()		経営管理権を設定する系	森林の甲以外の権原者(E)	
番号	所 右	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上)

平谷村長 西川 清海

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 和税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該 森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年2月末日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理 権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づきるこから支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	対象森木		経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林小班	〈経営管理実施権が設定される場合〉 ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、 木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で
平谷村	1-218	26 - VV - 11	協議して決めるものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となる時期に実施することとし、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等の保育等の施業を実施するものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、平谷村森林整備計画に定める樹種、本数により行い、必要に応じて鳥獣害防止施設を設置し、その維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年1回、鳥獣害防止施設の周囲の見回りや点検を行い必要な補修
平谷村	1-218	26 - ろ - 10ニ	○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
平谷村	1-218	26 - ろ - 10イ	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。○ 経営管理実施権者は、間伐や主伐などに必要な場合は、森林作業道等を設置し維持管理を行うものとする。また、第三者が当該森林や作設した森林作業道等に無断で立ち入り経営管理に支障が生じる恐れがある場合には、進入禁止看板を設置するなど必要な措置を
平谷村	1-218	26 - ろ - 10ㅁ	講じるものとする。 ○ 上記以外の経営管理については、経営管理実施配分計画によるものとする。
平谷村	1-218	26 - ろ - 10リ	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
			○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対象森	林	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	林小班	 <経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽に係る経費(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び植栽後の保育(下刈、除伐等)に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
平谷村	1-218	26 - い - 11	○ 搬出間伐地が隣接森林との境界が不明確である場合の利益の支払いについては、隣接森林との面積按分により支払うことする。(2. 木材の販売収益の額の算定方法)○ 主伐及び搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
平谷村	1-218	26 - ろ - 10=	○ 乙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育及び搬出間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な 長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管
平谷村	1-218		理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 乙が算定する搬出間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。
平谷村	1-218	26 - ろ 10ロ	(4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
平谷村	1-218	26 - ろ 10リ	<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項)
			○ Zが経営管理を行うために要した経費はZが負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、主伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

]		別事	快													
			経済	対管理	権の	設定を	受ける	市町	(名利	尔)				(所在地)		
敕	押		木十	(乙)	- 1 1	<i>p</i> 1/2 2	<i>5</i> 4 .7 3	.,			西川 清海	Ē		長野県下伊那郡平谷村354番地		
整番	理 号	集R	3-5 —		14年ナ	二十	マポ艹	の木		召又は		r		(住所又は所在地)		
ш	番 号 経営管理権を設定する森林の森 林所有者(甲)						.07森	(14)	コスル	11 1177			(住別又は別任地)			
		乙が	経営管理	里権ℓ	り設定	官を受	ける森	.林(A	I			経営管理権		木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
						施					経営管理権	の存続期間	経営管理権に基づい	要する経費を控除してかお利益があ	支払うべき時	
쬬ㅁ	===	在	TIP 코턴	≖ 林	小	業 番	地目	面積	現況	現況	の始期	(終期)	て行われる経営管理	要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき	期、相手方及	備考
番号	ולק	1土	地番	班	小 班	番	地目	ha	樹種	林齢	. , , , , ,	(B)	の内容 (C)	金銭 (D) の額の算定方法	び方法	
						号										
1	平名	針村	737-699	40	は	22	山林	0.81	カラマツ	61	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 11
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

	乙が	経営管理	里権の	設定を受	ける森	林(A	()		経営管理権を設定する系	森林の甲以外の権原者(E)	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 平谷村長 西川 清海

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4)経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年2月末日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、 経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理 権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該 経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づきるこから支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

П		対象森	林	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林小班	 〈経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前にこ及び経営管理実施権者ではません。
	平谷村	737–699	40 - は - 22	協議して決めるものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となる時期に実施することとし、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等の保育等の施業を実施するものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、平谷村森林整備計画に定める樹種、本数により行い、必要に応じて鳥獣害防止施設を設置し、その維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年1回、鳥獣害防止施設の周囲の見回りや点検を行い必要な補修を行うものとする。
				○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
				○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				○ 経営管理実施権者は、間伐や主伐などに必要な場合は、森林作業道等を設置し維持管理を行うものとする。また、第三者が当該森 林や作設した森林作業道等に無断で立ち入り経営管理に支障が生じる恐れがある場合には、進入禁止看板を設置するなど必要な措置を 講じるものとする。
				○ 上記以外の経営管理については、経営管理実施配分計画によるものとする。
				<経営管理実施権が設定されない場合>
				○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における 不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
				○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対象森林	*	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法						
所在	地番	林小班	 〈経営管理実施権が設定される場合〉 (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費 (伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽に係る経費 (鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び植栽後の保育 (下刈、除伐等)に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費 (伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 						
平谷村	737-699	40 - は - 22	 ○ 搬出間伐地が隣接森林との境界が不明確である場合の利益の支払いについては、隣接森林との面積按分により支払うことする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 						
			(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育及び搬出間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する搬出間分が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たのことが算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の於力主での間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の診力計画に添付された見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権が設定はから差し引いた主伐後の経営管理実施権が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 (2. 留意事項)						

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、皆伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番		かず 集R	経 ^位 村	経営管理権の設定を受ける市町 村(乙) 経営管理権を設定する森林の森					於村長	西川 清海	Ê		(所在地) 長野県下伊那郡平谷村354番地			
一番	万		経'	営管理 折有者	惺権を 針(甲	設定す)	る森林	の森	(比名	召又は	名称)			(住所又は所在地)		
		乙が	経営管理	里権の	の設定	官を受	ける森	林(A	Y)			経営管理権 の存続期間 (終期) (B)	在 名 自 理惟に 基 づい	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	·所	在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権			要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時	備考
1	平名	公村	737-1836	40	は	18	山林	1.40	カラマツ	65	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 14
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

	乙力	⁵ 経営管	理権の	設定を受	ける森	林(A	()		経営管理権を設定する系	経営管理権を設定する森林の甲以外の権原者(E)				
番号	所 有	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考		
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上)

平谷村長 西川 清海

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 和税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該 森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年2月末日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理 権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づきるこから支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	対象森	林	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容							
所在	地番	林小班	〈経営管理実施権が設定される場合〉○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で							
平谷村	737-1836	40 - は - 18	- 協議して決めるものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となる時期に実施することとし、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等の保育等の施業を実施するものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、平谷村森林整備計画に定める樹種、本数により行い、必要に応じて鳥獣害防止施設を設置し、その維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年1回、鳥獣害防止施設の周囲の見回りや点検を行い必要な補修った行うものとする。							
			○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。							
			○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。							
			○ 経営管理実施権者は、間伐や主伐などに必要な場合は、森林作業道等を設置し維持管理を行うものとする。また、第三者が当該森林や作設した森林作業道等に無断で立ち入り経営管理に支障が生じる恐れがある場合には、進入禁止看板を設置するなど必要な措置を講じるものとする。							
			○ 上記以外の経営管理については、経営管理実施配分計画によるものとする。							
			- <経営管理実施権が設定されない場合>							
			○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における 不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。							
			○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。							

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対象森林	*	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法						
所在	地番	林小班	 〈経営管理実施権が設定される場合〉 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費 (伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽に係る経費 (鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び植栽後の保育 (下刈、除伐等)に係る経費その他経営管理に要する経費 (森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費 (伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 						
平谷村	737-1836	40 - は - 18	○ 搬出間伐地が隣接森林との境界が不明確である場合の利益の支払いについては、隣接森林との面積按分により支払うことする。(2. 木材の販売収益の額の算定方法)○ 主伐及び搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。						
			(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽 (鳥歌書対策施股の設置・維持管理を含む)、保育及び搬出間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する搬出間代が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理を施権者が負担するものとする。 《経営管理実施権が設定されない場合》 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)						
			(2.留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。						

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、主伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

1	7 0	別事:	垻														
			経常	営管理	権の	設定を	受ける	市町	(名利					(所在地)			
整番	理号	集R3	村-10	(乙)					平名	〉村長	西川 清海	Ē		長野県下伊那郡平谷村354番地			
番	号	≯.No	経	営管理	権を	設定す	る森林	の森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)			
			林	听有者	f(甲)											
		乙が	経営管理	里権の	り設定	官を受	ける森	林 (A	Y)			経営管理権		木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを		
番号	所			面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時	備考					
1	平名	谷村	1-217	26	ろ	11イ	山林	1.99	カラマツ外	74外	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 30	
2	平名	谷村	1-217	26	ろ	11口	山林	0.10	ヒノキ	40	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 24	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

	乙九	³ 経営管	理権の	設定を受	ける森	林(A	()		経営管理権を設定する系	森林の甲以外の権原者(E)	
番号	所	E 地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 平谷村長 西川 清海

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4)経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年2月末日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、 経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理 権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該 経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づきるこから支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	対象森林	床	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林小班	〈経営管理実施権が設定される場合〉 ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で
平谷村	1-217	26 - ろ - 11イ	協議して決めるものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となる時期に実施することとし、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等の保育等の施業を実施するものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、平谷村森林整備計画に定める樹種、本数により行い、必要に応じて鳥獣害防止施設を設置し、その維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年1回、鳥獣害防止施設の周囲の見回りや点検を行い必要な補修を行うものとする。
平谷村	1-217	26 - ろ - 11ㅁ	
			○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。○ 経営管理実施権者は、間伐や主伐などに必要な場合は、森林作業道等を設置し維持管理を行うものとする。また、第三者が当該森林や作設した森林作業道等に無断で立ち入り経営管理に支障が生じる恐れがある場合には、進入禁止看板を設置するなど必要な措置を
			講じるものとする。 ○ 上記以外の経営管理については、経営管理実施配分計画によるものとする。
			<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における 不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
			○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対象森	林	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	林小班	 <経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽に係る経費(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び植栽後の保育(下刈、除伐等)に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。
平谷村	1-217	26 - ろ - 11イ	○ 搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 搬出間伐地が隣接森林との境界が不明確である場合の利益の支払いについては、隣接森林との面積按分により支払うことする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法)
			 ○ 主伐及び搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育及び搬出間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する搬出間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。
			(4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)
			(1. 甲に叉払われるべき金銭の領の算足方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、主伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

		別事	坦													
					星権の	設定を	·受ける	市町	(名利	尔)				(所在地)		
整番	理号	集R3	村	(乙)					平名	〉村長	西川 清海	Ê		長野県下伊那郡平谷村354番地		
番	号	朱瓜	経	営管理	里権を	設定す	る森林	の森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)		
			林月	听有者	首 (甲	1)										
		乙が	経営管理	里権の	の設定		ける森	林 (A	()			経営管理権	経営管理権に基づい	大材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号			地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	(終期) (B)	で行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時	備考
1	平名	分村	403-367	9	は	17	山林	0.32	ヒノキ	43	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 48
2	平征	谷村	403-367	9	は	21	山林	2.23	スギ	58	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 44
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

	乙九	³ 経営管	理権の	設定を受	ける森	林(A	()		経営管理権を設定する系	森林の甲以外の権原者(E)	
番号	所	E 地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 平谷村長 西川 清海

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4)経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年2月末日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、 経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理 権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該 経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づきるこから支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	対象森村	沐	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	所在 地番 :		〈経営管理実施権が設定される場合> ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で
平谷村	403-367	9 - は - 17	協議して決めるものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となる時期に実施することとし、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等の保育等の施業を実施するものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、平谷村森林整備計画に定める樹種、本数により行い、必要に応じて鳥獣害防止施設を設置し、その維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年1回、鳥獣害防止施設の周囲の見回りや点検を行い必要な補修
平谷村	403-367	9 - は - 21	を行うものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
			○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
			○ 経営管理実施権者は、間伐や主伐などに必要な場合は、森林作業道等を設置し維持管理を行うものとする。また、第三者が当該森林や作設した森林作業道等に無断で立ち入り経営管理に支障が生じる恐れがある場合には、進入禁止看板を設置するなど必要な措置を講じるものとする。
			○ 上記以外の経営管理については、経営管理実施配分計画によるものとする。
			<経営管理実施権が設定されない場合>
			○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における 不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
			○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対象森	林	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	林小班	 <経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽に係る経費(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び植栽後の保育(下刈、除伐等)に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経)
平谷村	t 403-367	9 - は - 17	 一級面間状について中に文払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額がら飯面間状に係る経費(収保費、飯面・連飯費、その他語程費等)及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 一搬出間伐地が隣接森林との境界が不明確である場合の利益の支払いについては、隣接森林との面積按分により支払うことする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
平谷木	† 403–367	9 - は - 21	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費 (伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽 (鳥獣青対策施設の設置・維持管理を含む)、保育及び搬出間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する搬出間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の診定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の診算を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の診算までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権を診算を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の計画に添付された見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づきこが実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
			O GN 社自日子とログに次した歴史はGN 英語がSUVEがSUNCETIMがSMITTERSTONIAM(UVE)So

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、皆伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

		別事	垻														
			経	学管理	権の	設定を	受ける	市町	(名利	尔)				(所在地)			
敕	押		杜	(乙)	- 1 1	<i>p</i> 1/2 2	<i>5</i> 4 .7 3	.,. •			西川 清海	Ē		長野県下伊那郡平谷村354番地			
整番	理 号	集R	3-2 —		14年 子.	二十	っった艹	の木		召又は		<u>r</u>		(住所又は所在地)			
==	/)			宮官均 折有者	性権を	設定す	る森林	.07新	(14)	コスル	11 177 /			(江//) 入(4//)(江地)			
-																	
		乙が	経営管理	里権の	つ設定	官を受	ける森	林 (A	(Y)			経営管理権		木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを		
	I					施					経営管理権	位置自生権の存続期間	経営管理権に基づい	東する経費を控除してかお利益があ	支払うべき時		
STE. E	1 = 1	/. -	lih III.	林	小	業	lile 🗆	面積	現況	現況	経営官理権の始期	(終期)	て行われる経営管理	要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき	期相手方及	備考	
番号	7 PJT	在	地番	班	小班	業番	地目	ha	樹種	林齢	127/11/91	(B)	の内容 (C)	金銭(D)の額の算定方法	び方法		
						号						, ,					
1	平征	谷村	1-226	25	ろ	14イ	山林	0.13	ヒノキ	33	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 5	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

	乙が	経営管理	里権の	設定を受	ける森	林(A	7)		経営管理権を設定する系	森林の甲以外の権原者(E)	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 平谷村長 西川 清海

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4)経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年2月末日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、 経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理 権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該 経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づきるこから支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

П		対象森	 林	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林小班	〈経営管理実施権が設定される場合>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者ではおける。
	平谷村	1-226	25 - ろ - 14イ	協議して決めるものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となる時期に実施することとし、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等の保育等の施業を実施するものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、平谷村森林整備計画に定める樹種、本数により行い、必要に応じて鳥獣害防止施設を設置し、その維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年1回、鳥獣害防止施設の周囲の見回りや点検を行い必要な補修を行うものとする。
				○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
				○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
				○ 経営管理実施権者は、間伐や主伐などに必要な場合は、森林作業道等を設置し維持管理を行うものとする。また、第三者が当該森林や作設した森林作業道等に無断で立ち入り経営管理に支障が生じる恐れがある場合には、進入禁止看板を設置するなど必要な措置を講じるものとする。
				○ 上記以外の経営管理については、経営管理実施配分計画によるものとする。
				<経営管理実施権が設定されない場合>
				○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における 不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
				○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対象森	林	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	林小班	 <経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽に係る経費(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び植栽後の保育(下刈、除伐等)に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。
平谷村	1-226	25 - ろ - 14イ	 ○ 搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 搬出間伐地が隣接森林との境界が不明確である場合の利益の支払いについては、隣接森林との面積按分により支払うことする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法) ○ 主伐及び搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
			(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たってこに提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐をの植栽(民際吉対策能数の設置・排行管理を含む)、保育及び搬出間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する報及出間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終財までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権分計画に添付された見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に保る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権が設定されない。 なお、経営管理実施権者が預かる別間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理実施権が設定されない場合〉(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、皆伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

	1 個別事項															
			経	営管理	権の	設定を	·受ける	市町	(名利	尔)				(所在地)		
敕	押	1	村	(乙)	- 1 1	<i>p</i> 1/2 2	<i>5</i> 4 .7 3	.,. •			西川 清海	Ī.		長野県下伊那郡平谷村354番地		
整番	理号	皇 L	3-11		14年 子.	二十	マポ艹	の木		召又は		<i>r</i>		(住所又は所在地)		
Н Н	,,	'	社 林	宮官均 折有者	性権を	設定す	る森林	.07新	(14)	1人(よ)	11/11/1			(住別又は別任地)		
-																
		乙が	経営管理	里権の	つ設定	官を受	ける森	林(A	I			経営管理権	Act NV behaves like to the NV	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
						施					経営管理権	の存続期間	経営管理権に基づい	要する経費を控除してなお利益があ	支払うべき時	/±= ±z.
釆	引所	在	地番	林	小班	業番	地目	面積	現況	現況	の始期	(終期)	て行われる経営管理 の内容 (C)	要する経費を控除してなお利益があ る場合において甲に支払われるべき	期、相手方及	備考
[m '	ارارا	-الـا	20.田	班	班	番	7E H	ha	樹種	林齢		(B)	UJPJ谷(U)	金銭(D)の額の算定方法	び方法	
						号			,			20/5				
1	1	P谷村	737-1955	44	<i>V</i> \	8	山林	0.63	カラマツ 外	64	2022.4.1	20年 (2042.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 25
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
							1		1					1		

	乙が	経営管理	里権の	設定を受	ける森	林(A	()		経営管理権を設定する系	森林の甲以外の権原者(E)	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 平谷村長 西川 清海

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4) (A) 欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は () 書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4)経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年2月末日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、 経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理 権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該 経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づきるこから支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	対象森林	抹	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林小班	《経営管理実施権が設定される場合》 ○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、 ***********************************
平谷村	737–1955	44 - VY - 8	本材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となる時期に実施することとし、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等の保育等の施業を実施するものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、平谷村森林整備計画に定める樹種、本数により行い、必要に応じて鳥獣害防止施設を設置し、その維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年1回、鳥獣害防止施設の周囲の見回りや点検を行い必要な補修を行うものとする。
			○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
			○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
			○ 経営管理実施権者は、間伐や主伐などに必要な場合は、森林作業道等を設置し維持管理を行うものとする。また、第三者が当該森林や作設した森林作業道等に無断で立ち入り経営管理に支障が生じる恐れがある場合には、進入禁止看板を設置するなど必要な措置を講じるものとする。
			○ 上記以外の経営管理については、経営管理実施配分計画によるものとする。
			<経営管理実施権が設定されない場合>
			○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における 不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
			○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対象森林	沐	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	林小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽に係る経費(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び植栽後の保育(下刈、除伐 —等)に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。
平谷村	737–1955	44 - ۱۱ - 8	○ 搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。○ 搬出間伐地が隣接森林との境界が不明確である場合の利益の支払いについては、隣接森林との面積按分により支払うことする。(2.木材の販売収益の額の算定方法)
			○ 主伐及び樂出間戊に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽 (鳥獣吉対策施設の設置・維持管理を含む)、保育及び搬出間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する最外に対して表現では、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権を別計していては、経営管理実施権を別までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権を別までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権者が経営管理実施権を別まって、と、経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が設定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理実施権が設定されない場合〉 (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理実施権が設定されない場合〉 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、皆伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番	TH	経 村	(乙)			·受ける			〉村長	西川 清海	É		(所在地) 長野県下伊那郡平谷村354番地 (住所又は所在地)			
首	7	経 林	宮管理 所有者	単権を 針(甲	設定す)	る森林	の森	(氏名	名又は	名が)			(住所又は所任地)			
	乙九	「経営管	理権の	り設定	官を受	ける森	林(A	Y)			経営管理権	(vy)) / / / / / / / / / / / / / / / / / /	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを		
番号	所 右	E 地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時	備考	
1	平谷村	737-647	44	٧٧	6イ	山林	0.90	カラマツ 外	71	2022.4.1	20年 (2042.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 27	
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

	乙力	⁵ 経営管	理権の	設定を受	ける森	林(A	()		経営管理権を設定する系	森林の甲以外の権原者(E)	
番号	所 有	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上)

平谷村長 西川 清海

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 和税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該 森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年2月末日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理 権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づきるこから支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	対象森	林	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容								
所在	地番	林小班	〈経営管理実施権が設定される場合>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で								
平谷村	737-647	44 - い - 6イ	協議して決めるものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となる時期に実施することとし、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等の保育等の施業を実施するものとする。								
			○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。								
			○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。								
			○ 経営管理実施権者は、間伐や主伐などに必要な場合は、森林作業道等を設置し維持管理を行うものとする。また、第三者が当該森林や作設した森林作業道等に無断で立ち入り経営管理に支障が生じる恐れがある場合には、進入禁止看板を設置するなど必要な措置を講じるものとする。								
			○ 上記以外の経営管理については、経営管理実施配分計画によるものとする。								
			<経営管理実施権が設定されない場合>								
			○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における 不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。								
			○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。								

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対象森	妹	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	林小班	 <経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽に係る経費(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び植栽後の保育(下刈、除伐等)に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。
平谷村	737-647	44 - い - 6イ	○ 搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。○ 搬出間伐地が隣接森林との境界が不明確である場合の利益の支払いについては、隣接森林との面積按分により支払うことする。(2. 木材の販売収益の額の算定方法)
			○ 主伐及び搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たってに提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たってこに提示し、経営管理実施権の計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽 (鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育及び搬出間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する搬出間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当なって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当をつて乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当をつて乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当なって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当なって乙に提示し、経営管理実施権の診算までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権をが経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権をが経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権が設定されない場合>(4、留意事項) ○ 経営管理実施権が設定されない場合>(1、甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理実施権が設定されない場合>(1、甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理実施権が設定されない場合>(1、甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理実施権が設定されない場合>(1、甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理実施権が設定されない場合>(1、甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理実施権が設定されない場合>(2、留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、皆伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番	址田	経 村 23-14	(乙)			·受ける			〉村長	西川 清海	Ī		(所在地) 長野県下伊那郡平谷村354番地			
番	号	経	営管理 所有者	里権を 針(甲	·設定す)	る森林	の森	(氏名	召又は	名称)			(住所又は所在地)			
	乙丸	ぶ経営管	理権の	の設定	官を受	ける森	林 (A	Y)			経営管理権	(oz N/ kk ett lkt) = +tt N	木材の販売による収益から伐採等に	 乙が甲にDを		
番号	所 右	E 地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時	備考	
1	平谷村	737-732	39	٧١	117	山林	0.31	ヒノキ	55	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 33	
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

	乙力	⁵ 経営管	理権の	設定を受	ける森	林(A	()		経営管理権を設定する系	森林の甲以外の権原者(E)	
番号	所 右	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上)

平谷村長 西川 清海

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、 造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 和税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
 - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年2月末日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理 権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	対象森木	林	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容							
所在	地番	林小班	〈経営管理実施権が設定される場合〉○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で							
平谷村	737-732	39 - い - 11イ	協議して決めるものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となる時期に実施することとし、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等の保育等の施業を実施するものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、平谷村森林整備計画に定める樹種、本数により行い、必要に応じて鳥獣害防止施設を設置し、その維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年1回、鳥獣害防止施設の周囲の見回りや点検を行い必要な補修を行うものとする。							
			○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。							
			○ 経営管理実施権者は、間伐や主伐などに必要な場合は、森林作業道等を設置し維持管理を行うものとする。また、第三者が当該森林や作設した森林作業道等に無断で立ち入り経営管理に支障が生じる恐れがある場合には、進入禁止看板を設置するなど必要な措置を講じるものとする。○ 上記以外の経営管理については、経営管理実施配分計画によるものとする。							
			<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。							
			○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。							

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森	林	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
	所在	地番	林小班	 <経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽に係る経費(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び植栽後の保育(下刈、除伐等)に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。
	平谷村	737-732	39 - い - 11イ	○ 搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。○ 搬出間伐地が隣接森林との境界が不明確である場合の利益の支払いについては、隣接森林との面積按分により支払うことする。(2. 木材の販売収益の額の算定方法)
				○ 主伐及び搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
-				(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育及び搬出間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する搬出間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料については、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるままでとまる。
-				なるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の 額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
				- <経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。 (2. 留意事項)
				○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 -

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、皆伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

1	1 個別事項 経営管理権の設定を受ける市町 (名称) (所在地)															
整	理	# DO	村	営管理 (乙)	惺権の	設定を	受ける	市町	(名 を 平名		西川 清海	Ê		(所在地) 長野県下伊那郡平谷村354番地		
整番	理号	集R3	経:	営管理 所有者	惺権を	設定す)	る森林	の森	(氏名	召又は	名称)			(住所又は所在地)		
		乙が	経営管理				ける森	林 (A	<u>(</u>)			経営管理権		木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	号						地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理権 の始期		経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考
1	平名	补	737-1830	39	ろ	7	山林	1.55	ヒノキ	39	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 38
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

	乙力	⁵ 経営管	理権の	設定を受	ける森	林(A	()		経営管理権を設定する系	森林の甲以外の権原者(E)	
番号	所 右	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上)

平谷村長 西川 清海

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、 造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に 要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 和税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合 イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合
 - ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
 - ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
 - ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年2月末日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理 権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づき乙から支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	対象森	林	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林小班	〈経営管理実施権が設定される場合>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部には一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者ではおける。
平谷村	737-1830	39 - 3 - 7	- 協議して決めるものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となる時期に実施することとし、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等の保育等の施業を実施するものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、平谷村森林整備計画に定める樹種、本数により行い、必要に応じて鳥獣害防止施設を設置し、その維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年1回、鳥獣害防止施設の周囲の見回りや点検を行い必要な補修った行うものとする。
			○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
			○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
			○ 経営管理実施権者は、間伐や主伐などに必要な場合は、森林作業道等を設置し維持管理を行うものとする。また、第三者が当該森林や作設した森林作業道等に無断で立ち入り経営管理に支障が生じる恐れがある場合には、進入禁止看板を設置するなど必要な措置を講じるものとする。
			○ 上記以外の経営管理については、経営管理実施配分計画によるものとする。
			 <経営管理実施権が設定されない場合>
			○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における 不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
			○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対象森林	沐	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	林小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽に係る経費(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び植栽後の保育(下刈、除伐等)に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。
平谷村	737-1830	39 - ろ - 7	 ○ 搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 搬出間伐地が隣接森林との境界が不明確である場合の利益の支払いについては、隣接森林との面積按分により支払うことする。 (2. 木材の販売収益の額の算定方法)
			○ 主伐及び輸出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費(伐採費、搬出・連搬費、その他諸経費等)については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽(鳥骸害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育及び輸出間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する報出間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の終別までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たってこに提示し、経営管理実施権の終別までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権を認定を受けるに当たってこに提示し、経営管理実施権の終別までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権をが経営管理実施権を引きれた経営管理実施権を引きれた経営管理実施権をから変しては、経営管理実施権を引きれた経営管理実施権者が損割した主人後の経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理実施権者が主人後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 (4. 留意事項) ○ 経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、皆伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整番	理集系	経 村	(乙)			受ける			於村長	西川 清海	Ē		(所在地) 長野県下伊那郡平谷村354番地			
番	号	経,	営管理 所有者	惺権を 針(甲	設定す)	る森林	の森	(氏名	召又は	名称)			(住所又は所在地)			
	乙力	経営管理	理権の	り設定	官を受	ける森	:林(A	7)			経営管理権	(oz N) ktr ett let) = +t = N	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを		
番号	7							現況 樹種	現況林齢	経営管理権 の始期		経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭 (D) の額の算定方法	支払うべき時	備考	
1	平谷村	403-366	9	は	21	山林	0.23	ヒノキ	58	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 45-2	
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																

	乙力	⁵ 経営管	理権の	設定を受	ける森	林(A	()		経営管理権を設定する系	森林の甲以外の権原者(E)	
番号	所 右	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上)

平谷村長 西川 清海

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 和税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年2月末日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理 権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づきるこから支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

		対象森林	 木	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容									
	所在	地番	林小班	〈経営管理実施権が設定される場合〉○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者ではまた。									
	平谷村	403-366	9 - は - 21	協議して決めるものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となる時期に実施することとし、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等の保育等の施業を実施するものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、平谷村森林整備計画に定める樹種、本数により行い、必要に応じて鳥獣害防止施設を設置し、その維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年1回、鳥獣害防止施設の周囲の見回りや点検を行い必要な補修を行うものとする。									
				○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。									
				○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。									
				○ 経営管理実施権者は、間伐や主伐などに必要な場合は、森林作業道等を設置し維持管理を行うものとする。また、第三者が当該森林や作設した森林作業道等に無断で立ち入り経営管理に支障が生じる恐れがある場合には、進入禁止看板を設置するなど必要な措置を講じるものとする。									
				○ 上記以外の経営管理については、経営管理実施配分計画によるものとする。									
$\ \cdot\ $				- <経営管理実施権が設定されない場合>									
				○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における 不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。									
				○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。									

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

		対象森林	木	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法 <経営管理実施権が設定される場合>								
Ī	所在	地番	林小班	 <経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽に係る経費(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び植栽後の保育(下刈、除伐等)に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 								
平	平谷村	403-366	9 - は - 21	○ 搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。○ 搬出間伐地が隣接森林との境界が不明確である場合の利益の支払いについては、隣接森林との面積按分により支払うことする。(2. 木材の販売収益の額の算定方法)								
				○ 主伐及び轍出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たってに提示し、経営管理実施権配合計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽 (鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育及び轍出間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準価を基に経営管理実施権が設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権がおれた経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する機出間伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権を設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の計画に添付された見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が普で理する。なお、経営管理実施権が設立された主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。 〈経営管理実施権が設定されない場合〉(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理実施権を計算定されない場合〉(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理実施権が設定されない場合〉(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。								

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、皆伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

整	整 理 番 号 集R3-21 経営管理権の設定を受ける市町村(乙) 経営管理権を設定する森林の森									尔) 3村長	西川 清海	Ē		(所在地) 長野県下伊那郡平谷村354番地			
番	号	€Ν∂¯2	経復	常管理 听有者	権を	設定す)	る森林	の森	(氏名	名又は	名称)			(住所又は所在地)			
	乙	が経	営管理	里権の)設分	官を受	ける森	.林(A	()			経営管理権		木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを		
番号	号 号						面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時期、相手方及び方法	備考		
1	平谷村	40	03-952	9	は	23	山林	1.52	スギ	58	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 46	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

	乙力	⁵ 経営管	理権の	設定を受	ける森	林(A	()		経営管理権を設定する系	森林の甲以外の権原者(E)	
番号	所 有	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上)

平谷村長 西川 清海

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 和税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年2月末日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理 権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づきるこから支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

	対象森木	沐	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在	地番	林小班	〈経営管理実施権が設定される場合>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で
平谷村	403-952	9 - は - 23	協議して決めるものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となる時期に実施することとし、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等の保育等の施業を実施するものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、平谷村森林整備計画に定める樹種、本数により行い、必要に応じて鳥獣害防止施設を設置し、その維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年1回、鳥獣害防止施設の周囲の見回りや点検を行い必要な補修を行うものとする。
			○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限り
			○ 欠次、納出書及び気象書の予防のため、年1回、森林の巡視を行りものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 経営管理実施権者は、間伐や主伐などに必要な場合は、森林作業道等を設置し維持管理を行うものとする。また、第三者が当該森林や作設した森林作業道等に無断で立ち入り経営管理に支障が生じる恐れがある場合には、進入禁止看板を設置するなど必要な措置を講じるものとする。 ○ 上記以外の経営管理については、経営管理実施配分計画によるものとする。
			<経営管理実施権が設定されない場合>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における 不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
			○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対象森林	*	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	林小班	 <経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽に係る経費(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び植栽後の保育(下刈、除伐等)に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。
平谷村	403-952	9 - は - 23	○ 搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。○ 搬出間伐地が隣接森林との境界が不明確である場合の利益の支払いについては、隣接森林との面積按分により支払うことする。(2. 木材の販売収益の額の算定方法)
			○ 主伐及び搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって上提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たってこに提示し、経営管理実施権の計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽 (鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育及び搬出間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たってこに提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たってこに提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当をつて乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当をつて乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当をつて乙に提示し、経営管理実施権の終期までの間に必要な保険料の合計として、経営管理実施権者が経営管理実施権をが経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権者が経営管理実施権が設定された主、経営管理実施権が設定された主、とは当管理実施権者が負担する。の経営管理実施権が設定されない場合>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理実施権が設定されない場合>(1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 経営管理実施権が設定されない場合>(2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。
		所在 地番	

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、皆伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

1		川 爭一	只														
整	理	生 DO	木十	営管理 (乙)	惺権の	設定を	受ける	市町	(名 和 平 2		西川 清海	Ê		(所在地) 長野県下伊那郡平谷村354番地			
整番	理号	集R3	経	営管理 所有者	惺権を	設定す)	る森林	の森	(氏名	召又は	名称)			(住所又は所在地)			
		乙が	経営管理				ける森	.林(A	<u>(</u>)			経営管理権		木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを		
番号	所	在	地番	也番 林 班		施業番号	地目	面積 ha	現況 樹種	現況林齢	経営管理権 の始期		経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時 期、相手方及 び方法	備考	
1	平省	ì村	403-362	9	ろ	4	山林	2.02	ヒノキ	53外	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 47	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	

	乙力	⁵ 経営管	理権の	設定を受	ける森	林(A	()		経営管理権を設定する系	森林の甲以外の権原者(E)	
番号	所 有	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上)

平谷村長 西川 清海

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共通事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

(2) 受託者の義務

- ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
- ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3) 経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4) 経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 和税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。 ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が)甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年2月末日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき
- (12) 損害の賠償
 - ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
 - ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理 権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づきるこから支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

対象森林	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
所在 地番 林小班	〈経営管理実施権が設定される場合〉○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で
平谷村 403-362 9 - ろ - 4	 協議して決めるものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となる時期に実施することとし、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等の保育等の施業を実施するものとする。 ○ 主伐後の植栽については、地拵え後、平谷村森林整備計画に定める樹種、本数により行い、必要に応じて鳥獣害防止施設を設置し、その維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年1回、鳥獣害防止施設の周囲の見回りや点検を行い必要な補修を行うものとする。
	○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。
	 ○ 経営管理実施権者は、間伐や主伐などに必要な場合は、森林作業道等を設置し維持管理を行うものとする。また、第三者が当該森林や作設した森林作業道等に無断で立ち入り経営管理に支障が生じる恐れがある場合には、進入禁止看板を設置するなど必要な措置を講じるものとする。 ○ 上記以外の経営管理については、経営管理実施配分計画によるものとする。
	<経営管理実施権が設定されない場合>○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における 不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
	- ○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対象森林	*	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	林小班	<経営管理実施権が設定される場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽に係る経費(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び植栽後の保育(下刈、除伐等)に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。
平谷村	403-362	9 - ろ - 4	○ 搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。○ 搬出間伐地が隣接森林との境界が不明確である場合の利益の支払いについては、隣接森林との面積按分により支払うことする。(2.木材の販売収益の額の算定方法)
			○ 主伐及び搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。 (3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たってこに提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たってこに提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽の影味書対策施度の設置・維持管理を含む)、保育及び搬出間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権の設定と受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する森林保険の保険料とついては、経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された見積額とする。 (4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権が設定さなか、経営管理実施権が設定さなが、経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理を権者が負担するものとする。 (2. 留意事項) ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、皆伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

経営管理権集積計画

1 個別事項

1	1回.	別事马	貝													
					惺権の	設定を	受ける	市町	(名称					(所在地)		
整番	理号	集R3-	-23	(乙)							西川 清海	Ē		長野県下伊那郡平谷村354番地		
一番	号	号 ^{柔R3 23} 経営管理権を設 林所有者(甲)		設定す	る森林	の森	(氏名	る又は	名称)			(住所又は所在地)				
			杯月		f (甲)										
		乙が絹	经営管理	里権の	り設定		ける森	林 (<i>A</i>	7)			経営管理権	ACT NV Selected Life you then you	木材の販売による収益から伐採等に	乙が甲にDを	
番号	·所	在	地番	林班	小班	施業番号	地目	面積 ha	現況樹種	現況林齢	経営管理権 の始期	の存続期間 (終期) (B)	経営管理権に基づい て行われる経営管理 の内容(C)	要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき 金銭(D)の額の算定方法	支払うべき時	備考
1	平名	i 村	403-365	9	٧١	6¤	山林	0.32	スギ	61	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 49
2	平名	ì村 ⁴	403-365	9	٧٧	6ハ	山林	0.84	スギ	61	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 50
3	平名	i村 4	403-365	9	ζ.	6=	山林	1.13	スギ	61	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 51
4	平名	i村 4	403-365	9	V	6ホ	山林	0.45	スギ	61	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 52
5	平名	补	403-365	9	٧١	6^	山林	0.38	スギ	61	2022.4.1	10年 (2032.3.31)	別添1	別添2	別添3	調査No. 53
6																
7																
8																
9																
10																

	乙が	経営管理	里権の	設定を受	ける森	林(A	()		経営管理権を設定する系	森林の甲以外の権原者(E)	
番号	所 在	地番	林班	小班	地目	面積 ha	現況 樹種	現況 林齢	住所又は所在地	氏名又は名称	権原の種類	備考
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

この計画に同意する。

権利の設定を受ける市町村(乙)

住 所(同上) 平谷村長 西川 清海

権利を設定する森林の森林所有者(甲)

住 所(同上)

(記載注意)

- (1) この個別事項は、経営管理権を設定する者が異なる場合には、別葉とすること。
- (2) 共有者不明森林又は所有者不明森林に係る特例により定める場合は、特例手続により定めた旨が分かる書類を添付すること。また、森林所有者が変更となった場合は、新たな森林所有者と元の森林所有者の氏名、住所が記載された書類を添付すること。
- (3)(A)欄の「面積」は林地台帳に記載された地番ごとの面積を記載することとし、林地台帳に記載された面積が著しく事実と相違する場合には、 実測面積を()書きで下段に2段書きにする。なお、当該経営管理権集積計画の対象森林の場所を示す図面を添付することとし、1筆の一部 について経営管理権が設定される場合には当該部分を特定することのできる図面を添付するとともに、備考欄にその旨を記載すること。
- (4)(A)欄の「現況樹種」及び「現況林齢」は森林簿に記載された内容を記載することとし、森林簿と異なる場合は()書きで下段に2段書きにすること。
- (5) (B) 欄は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載すること。

2 共涌事項

この経営管理権集積計画の定めるところにより設定される経営管理権及び経営管理受益権は、1の個別事項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容

乙は、1の個別事項に記載された森林(以下「当該森林」という。)の経営管理のため、1の個別事項に定めるところにより立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育(以下「伐採等」という。)を実施し、木材の販売による収益(以下「販売収益」という。)を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を甲に支払う事業を実施すること

- (2) 受託者の義務
 - ① 経営管理実施権配分計画が定められない場合には、乙は、自己の財産に対するのと同一の注意義務をもって経営管理を行う義務を負う。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合には、経営管理実施権配分計画により経営管理実施権の設定を受ける者(以下「経営管理実施権者」という。)は甲に善管注意義務を負い、甲は、当該経営管理実施権配分計画の定める事項について、経営管理実施権者に対して義務の履行を求めることができる。また、乙はこの経営管理権集積計画及び当該経営管理実施権配分計画に規定された報告徴収の権限の範囲内において、経営管理実施権者に対する監督責任のみを負う。
- (3)経営管理権の対象とする森林

当該森林にある立木竹は、甲に帰属する。

(4)経営管理権及び経営管理受益権の設定

この経営管理権集積計画の公告により、乙に経営管理権が、甲に経営管理受益権(金銭の支払を受ける権利)が、それぞれ設定される。 乙に設定された経営管理権は、この公告の後において当該森林の森林所有者となった者(国その他の森林経営管理法施行規則に定められた者を除く。) に対しても、その効力があるものとする。

(5) 租税公課の負担

甲は、経営管理権が設定された森林に対する固定資産税その他の租税を負担する。

- (6) 経営管理権の設定等の条件
 - ① 乙は、甲が次のいずれかに該当する場合には、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。

ア 甲が偽りその他不正な手段により乙に経営管理権集積計画を定めさせたことが判明した場合

イ 甲が当該森林に係る権原を有しなくなった場合

- ② 乙は、災害その他の事由により当該森林において(1)に掲げる事項を実施することが著しく困難となったときは、気象災等により被害が発生して(9)、(10)により復旧を行う場合を除き、この経営管理権集積計画のうち当該森林に係る部分を取り消すことができる。
- ③ 甲は、1の個別事項に定める経営管理権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、乙の同意を得るものとする。
- ④ 甲及び乙は、この経営管理権集積計画に定めるところにより設定される経営管理権に関する事項は変更しないものとする。
- (7) 森林への立入り及び施設の利用等
 - ① 乙は、(1)、(9)、(15)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林に随時立ち入り、若しくは乙以外の者を立ち入らせ、又は当該森林に設定された路網その他の施設を使用し、若しくは乙以外の者に使用させることができる。
 - ② 乙は、(1)、(9)に掲げる事項の実施のため必要があるときは、当該森林内に森林作業道その他の施設を設置し、又は乙以外の者に設置させることができる。この場合において、乙は、当該設置された施設の維持管理を行うものとする。
 - ③ 乙は、当該森林の立木が第三者に対して損害を及ぼすおそれがあると認める場合であって、かつ第三者から当該立木について除去等を行いたい旨の申出がある場合には、第三者が当該立木について除去等を行うことを認めることができる。
- (8) 甲への通知

当該森林について販売収益が生じた場合、経営管理実施権が設定されないときには乙が(経営管理実施権が設定されるときには経営管理実施権者が) 甲に対して販売収益、伐採等に要した経費等に係る明細書を通知するものとする。

- (9) 森林保険(経営管理実施権が設定されなかった場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、乙が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と乙の協議により定める。
 - ② 乙は、甲の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することができることとし、甲はこれを承諾する。 なお、当該付保に関する諸手続は乙がこれを行うものとする。
 - ③ 乙が②により森林保険を付保した場合、甲は、保険料を毎年2月末日までに乙の発効する納入通知書により、その指定する場所において支払わなければならない。
 - ④ 乙が②により森林保険を付保した場合であって、天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金があるときには、甲は当該保険金の請求及び受領を乙に委任するものとし、乙が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を乙に帰属させるものとする。
- (10) 森林保険(経営管理実施権が設定された場合)
 - ① 気象災等により当該森林について被害が発生した場合、経営管理実施権者が復旧を行うこととし、復旧内容は甲と経営管理実施権者の協議により定める。
 - ② 経営管理実施権者は、経営管理実施権者の費用負担において甲を被保険者として当該森林に生育する樹木について森林保険を付保することとし、甲はこれを承諾する。なお、当該付保に関する諸手続は経営管理実施権者がこれを行うものとする。
 - ③ 天災地変等の事由により保険事故が発生し、甲に支払われる保険金がある場合、甲は当該保険金の請求及び受領を経営管理実施権者に委任するものとし、 経営管理実施権者が当該保険金を復旧の用に供するため、甲は当該保険金全額を経営管理実施権者に帰属させるものとする。
- (11) 災害等による経営又は管理の不実施

次に掲げる場合において、(1)に掲げる事項を実施する予定の森林について(1)に掲げる事項を実施することが不可能又は不適当になったときは、 乙は、当該事項の一部又は全部を実施しないことができる。

- ① 災害その他の原因により当該森林の全部又は一部が損壊したとき
- ② 路網の損壊等により当該森林への到達が困難となったとき
- ③ 当該森林の土地が公用、公共用又は公益事業の用に供されるとき

(12) 損害の賠償

- ① 乙は、乙の責めに帰すべき事由によって甲に不利益を生じさせたときには、その不利益に相当する額を支払うものとする。
- ② 乙の責めに帰すことのできない事由によって甲に不利益が生じたときは、乙は損害賠償責任を負わない。
- (13) 経営管理権の存続期間の満了時及び消滅時における清算の方法

経営管理権の存続期間の満了した場合において、甲と乙との間で金銭の支払は生じないとともに、立木の所有権は甲に帰属するものとする。

- (14) 甲の通知及び届出
 - ① 甲は、当該森林について、第三者に権利を移転若しくは設定する場合には、あらかじめ乙にその旨を通知しなければならない。
 - ② 甲及び甲の相続人又は受遺者は、当該森林について権利の喪失があった場合、甲が住所又は名称を変更した場合、甲が死亡した場合その他当該経営管理 権集積計画を変更する必要がある場合は遅滞なく乙に申し出るものとする。
- (15) 経営管理実施権配分計画の作成
 - ① 乙は、甲から経営管理権の設定を受けた森林の一部又は全部についてこの経営管理権集積計画の内容に適合する限りにおいて、甲の同意を要さずに、 経営管理実施権配分計画を作成し、乙が選定した民間事業者に当該森林の経営管理実施権を、甲及び乙に経営管理受益権を設定することができる。
 - ② 経営管理実施権配分計画が定められる場合、経営管理実施権者が当該森林で経営管理を実施する義務を負い、甲は経営管理実施権者に義務履行を求めることができる。なお、乙は、経営管理実施権者に対して当該森林の経営管理の状況等について年1回の報告を徴収する義務のみを負う。
 - ③ 甲が経営管理実施権配分計画により設定された経営管理受益権に基づき経営管理実施権者から支払を受けたときは、当該支払を受けた額の限度で、当該 経営管理受益権に係る森林に関する経営管理権集積計画により設定された経営管理受益権に基づきるこから支払を受けたものとみなす。
- (16) その他

この経営管理権集積計画に定めのない事項及びこの経営管理権集積計画に疑義が生じたときは、甲、乙が協議して定める。

別添1 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容(C)

П		対象森村	木	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
	所在	地番	林小班	〈経営管理実施権が設定される場合>○ 経営管理実施権者が間伐、主伐並びに主伐後の植栽(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び保育等の施業、木材の販売、森林の保護等の全部又は一部を実施するものとし、その方法は経営管理実施権を設定する前に乙及び経営管理実施権者で協議して決めるものとする。ただし、主伐に当たっては、主伐後に植栽した立木の林齢が存続期間中に10年生以上となる時期に実施する。
	平谷村	403-365	9 - VV - 6¤	ることとし、存続期間終了時に成林するよう、下刈り、除伐等の保育等の施業を実施するものとする。 主伐後の植栽については、地拵え後、平谷村森林整備計画に定める樹種、本数により行い、必要に応じて鳥獣害防止施設を設置し、その維持管理をするものとする。鳥獣害防止施設の維持管理は、年1回、鳥獣害防止施設の周囲の見回りや点検を行い必要な補修
	平谷村	403-365	9 - 11 - 611	を行うものとする。 ○ 施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
	平谷村	403-365	9 - 11 - 6=	○ 火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回、森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。 ○ 経営管理実施権者は、間伐や主伐などに必要な場合は、森林作業道等を設置し維持管理を行うものとする。また、第三者が当該森林や作設した森林作業道等に無断で立ち入り経営管理に支障が生じる恐れがある場合には、進入禁止看板を設置するなど必要な措置を
	平谷村	403-365	9 - い - 6ホ	講じるものとする。
	平谷村	403-365	9 - ۱۱ - 6^	<経営管理実施権が設定されない場合> ○ 乙は、存続期間中に間伐を1回実施することにより複層林化を図るものとする。なお、施業の実施にあたっては、渓畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配慮するものとする。
				○ 乙は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。

別添2 木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法

	対象森林	*	木材の販売による収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益 がある場合において甲に支払われるべき金銭(D)の額の算定方法
所在	地番	林小班	 <経営管理実施権が設定される場合> (1.甲に支払われるべき金銭の額の算定方法) ○ 主伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から、主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)、木材の販売に係る経費、主伐後の植栽に係る経費(鳥獣害防止施設の設置・維持管理を含む。以下同じ。)及び植栽後の保育(下刈、除伐等)に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)として乙が算定した額を控除した額とする。 ○ 搬出間伐について甲に支払われるべき金銭の額は、木材の販売による収益の額から搬出間伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)及び木材の販売に係る経費として乙が算定した額を控除した額とする。
平谷村	403-365	9 - VV - 6¤	○ 搬出間伐地が隣接森林との境界が不明確である場合の利益の支払いについては、隣接森林との面積按分により支払うことする。(2. 木材の販売収益の額の算定方法)○ 主伐及び搬出間伐に係る木材の販売収益については、実際に木材を販売して得られた収益の額とする。
平谷村	403-365	9 - 11 - 61	(3. 伐採等に要する経費の算定方法) ○ 乙が算定する主伐に係る経費(伐採費、搬出・運搬費、その他諸経費等)については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐が実施された場合における木材の販売に係る経費については、経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。 ○ 乙が算定する主伐後の植栽(鳥獣害対策施設の設置・維持管理を含む)、保育及び搬出間伐に係る経費については、見積り実施時点で有効な長野県が定める森林環境保全整備事業における標準単価を基に経営管理実施権者が経営管理実施権の設定を受けるに当たって乙に提示し、経営管
平谷村	403-365	9 - 11 6=	理実施権配分計画に添付された経費の見積額とする。
平谷村	403-365	9 - い 6ホ	(4. 留意事項) ○ 木材の販売収益から差し引いた主伐後の植栽及び保育に係る経費その他経営管理に要する経費(森林保険の保険料等)は、甲からの預り金として経営管理実施権者が管理する。なお、経営管理実施権者が預かる期間は、預り金の残高がなくなるか、経営管理に係る持ち出しの必要がなくなるまでとする。 ○ 経営管理実施権者が主伐後の経営管理を行うために要した経費の実費が上記(3. 伐採等に要する経費の算定方法)により算定された経費の額を上回る場合については、その差額は経営管理実施権者が負担するものとする。
平谷村	403-365	9 - 11 61	<経営管理実施権が設定されない場合> (1. 甲に支払われるべき金銭の額の算定方法)○ 経営管理権に基づき乙が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は乙のものとする。(2. 留意事項)
			- ○ 乙が経営管理を行うために要した経費は乙が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。 - -

別添3 甲にDを支払うべき時期、相手方及び方法

(経営管理実施権が設定される場合)

<時期>

- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、主伐の利益を支払う場合は、主伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。
- 経営管理実施権者から甲に対するDの支払について、間伐の利益を支払う場合は、間伐後、木材の販売収入額が確定後速やかに行うものとする。

<相手方及び方法>

○ 次の支払先に支払うものとする。 (支払先) 甲の指定する口座

(経営管理実施権が設定されない場合)

<時期>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。

<相手方及び方法>

○ 乙から甲に対して金銭の支払いは行わない。